

# 九州地方社会保険医療協議会（第31回総会）

## 【議事次第】

平成30年3月7日（水）14:00～

於：TKP ガーデンシティ博多アネックス会議室（ジュピター）

福岡市博多区博多駅前4丁目11番18号

（ホテルサンライン福岡博多駅前内）

## 【議 題】

1. 保険医療機関の指定の取消及び保険医の登録の取消について  
（諮問：平成29年12月7日 九厚発1207第21号）
2. 九州地方社会保険医療協議会議事規則の一部改正について

## 【 議題2 】

# 九州地方社会保険医療協議会議事規則の 一部改正について

## 九州地方社会保険医療協議会議事規則の一部改正について

### 1 改正内容（第10条関係）

九州地方社会保険医療協議会議事規則は、協議会の運営に関し必要な事項を、会長が協議会（総会）に諮って定めており、その第10条において、部会の専決事項を定めるとともに、同条にただし書きを置き、その例外を定めている。

同条の規定により、保険医療機関又は保険薬局の指定については、部会の議決をもって協議会（総会）の議決とされ、部会に判断が委ねられているが、同条ただし書きにより、反対意見があった場合には、部会の議決を協議会（総会）の議決とはせず、改めて協議会（総会）で審議し、その議決を得ることとしている。

今般、他協議会の状況及び議事規則の上位法令である社会保険医療協議会令第2条第4項及び第6項においては、議事は過半数で決するものとされていること等を踏まえ、同条ただし書きを改正し、原則として、部会の過半数による議決をもって協議会（総会）の議決とすることとし、部会において、保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない（指定拒否）と議決された場合は、部会の議決を協議会（総会）の議決とはせず、改めて協議会（総会）で審議するものとする。

なお、第2項は、部会長が臨時委員である場合の取扱いを定めたものであり、第1項の改正と同趣旨の改正である。

### 2 改正時期

平成30年3月7日

(参考)

○ 社会保険医療協議会令（抄）

（部会）

第1条（略）

10 地方協議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって地方協議会の議決とすることができる。

（議事）

第2条（略）

4 地方協議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 （略）

6 第2項及び第4項の規定は、地方協議会の部会の議事に準用する。

（雑則）

第5条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他中央協議会又は地方協議会の運営に関し必要な事項は、それぞれ、会長が中央協議会又は地方協議会に諮って定める。

○ 九州地方社会保険医療協議会議事規則（抄）

第10条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。ただし、審議事項について反対意見があった場合は、この限りではない。

2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより協議会の議決とする。ただし、審議事項について反対意見があった場合は、この限りではない。

九州地方社会保険医療協議会議事規則の一部改正について  
(新旧対照表)

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| 九州地方社会保険医療協議会議事規則  | 九州地方社会保険医療協議会議事規則   |
| 第 1 条～第 9 条 (略)  | 第 1 条～第 9 条 (略)   |
| 第 10 条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。ただし、 <u>部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りではない。          | 第 10 条 協議会は、部会（その部会長が委員である場合）の議決をもって協議会の議決とする。ただし、 <u>審議事項について反対意見があった場合は</u> 、この限りではない。          |
| 2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより協議会の議決とする。ただし、 <u>部会において保険医療機関又は保険薬局の指定をすべきでない</u> と議決した場合は、この限りではない。 | 2 協議会は、部会（その部会長が臨時委員である場合）の議決に関し、会長の決するところにより協議会の議決とする。ただし、 <u>審議事項について反対意見があった場合は</u> 、この限りではない。 |
| 第 11 条 (略)   | 第 11 条 (略)  |
| 附則 この規則は平成 20 年 10 月 21 日から施行する。   | 附則 この規則は平成 20 年 10 月 21 日から施行する。  |
| 附則 この規則は平成 21 年 2 月 27 日から施行する。  | 附則 この規則は平成 21 年 2 月 27 日から施行する。   |
| 附則 この規則は平成 23 年 10 月 21 日から施行する。   | 附則 この規則は平成 23 年 10 月 21 日から施行する。  |
| <u>附則 この規則は平成 30 年 3 月 7 日から施行する。</u>  |   |